

療養病床削減計画に関する意見書

国会で成立した医療制度改革法は、療養病床を現在の医療型25万病床と介護型13万病床、合計38万病床あるものを2011年度までの6年間で23万病床も削減しようとしています。この病床に入院する高齢者の多くは、医療を施せない介護施設の特別養護老人ホームや老人保健施設などでは受け入れられない方々で、療養病床の削減はこのような入院患者の追い出しになりかねません。

特別養護老人ホームの入所待機者は全国で34万人を超え、新宿区では1千人を超えています。特別養護老人ホームは、要介護度の重い方から優先的に入所するようになったため、入所者が緊急に治療が必要なケースや、入所しても短期間で病院へ入院するケースが増えています。本来ならば、このような方こそ療養病床が必要なはずですが、逆に不足しているため介護施設が困難なか受入れているのが現状です。療養病床をなくすことで多くの高齢者が医療施設から追い出されることになり特別養護老人ホームなどの待機者をさらに増やすことにもつながります。

政府は、受け皿を増やすためという理由で老人保健施設の基準を、医師や介護職員、調理室も置かないことができるように緩和したサテライト施設を認めましたが、これでは入所者の安全も安心も保障されないのではないのでしょうか。

よって新宿区議会は、療養病床削減計画の撤廃を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年6月19日

新宿区議会議長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて